

島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱

(令和 5 年 4 月 3 日)

(目的)

第1条 この要綱は、島本町環境保全に関する基本条例（昭和47年島本町条例第17号。以下「条例」という。）第4条第3号の規定に基づき、開発行為等を行う事業主と町が住宅開発の計画段階で協議することにより、住宅開発に伴う児童数の急増に適切に対処し、もって町の良好な教育環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅開発 総戸数（1戸当たりの専有面積が40平方メートル未満の住戸の数を除く。）が50以上の共同住宅の建築又は総区画数が50以上の開発行為をいう。
- (2) 教育環境保全対策区域 島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成15年島本町教育委員会規則第7号）第2条及び第3条に規定する通学区域（次条において「通学区域」という。）のうち、住宅開発により児童生徒数が急増した場合に、学校の教室等又は学童保育室の適正な規模の確保が困難になると見込まれるものをいう。
- (3) 土地取引等 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権若しくはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を行う契約又は土地の利用方法を変更するための事実行為をいう。

(教育環境保全対策区域の指定等)

第3条 教育委員会は、毎年度、通学区域ごとの児童生徒数の推移等を勘案し、町長と合議の上、教育環境保全対策区域を指定し、公表するものとする。

(住宅開発の届出)

第4条 事業主は、教育環境保全対策区域において住宅開発を行う場合又は住宅開発が見込まれる場合は、土地取引等を行う日の前日又は建築確認申請日の3月前の日のいずれか早い日までに、必要な書類を添えて、町長に届け出るものとする。

2 事業主は、前項の規定による届出の内容を変更する場合は、遅滞なく、町長に届け出るものとする。

3 前2項の規定による届出は、住宅開発（変更）届出書（別記様式）により行うものとする。

(届出に対する対応)

第5条 町長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、教育委員会に

報告するとともに、教育委員会との連名により、当該住宅開発の延期、計画の変更又はその他必要と認められる事項について協力を求める旨、事業者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、事業主に対し、教育環境保全対策区域の現状に関する情報を提供するものとする。
- 3 町長及び教育委員会は、前2項の規定による協議と併せて、教育環境保全対策区域における教育環境の保全に向け、相互に協力して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から起算して3月を経過するまでの間に行う第4条の規定による届出に係る規定の適用については、同条第1項中「3月前の日」とあるのは、「前日」とする。

住宅開発（変更）届出書

（宛先）

島本町長

事業主

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

電話

（担当者）

氏名

電話

島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱第4条第1項（第2項）の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

計画所在地	島本町
土地所有者	住所 氏名
代理人	住所 氏名
住宅開発の種別	<input type="checkbox"/> 共同住宅（ <input type="checkbox"/> 分譲 ・ <input type="checkbox"/> 賃貸 ） <input type="checkbox"/> 宅地開発 <input type="checkbox"/> その他（ ）
入居予定時期	年 月頃 入居開始予定
敷地面積	m ²
（戸建住宅の場合） 総戸数（区画数）	戸（区画）
（共同住宅の場合） 専有面積別戸数	専有面積40m ² 以上 戸 専有面積40m ² 未満 戸

※計画所在地がわかる位置図及び委任状（代理人が提出する場合）を添付すること。